

(案)

「広島県管理河川大規模氾濫時の減災対策協議会(北部建設事務所管内)(仮称)」設立趣旨

平成27年9月関東・東北豪雨では、流下能力を上回る洪水による河川堤防の決壊により氾濫流による家屋の倒壊・流出や広範囲かつ長期間の浸水が発生し、これらに住民の避難の遅れも加わり、多数の孤立者が発生する事態となりました。今後もこのような河川施設の能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが懸念されます。

こうした背景から、平成27年12月に社会資本整備審議会長から国土交通大臣に対し、「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方」の答申があり、国土交通省では、施設の能力には限界があり施設では守りきれない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、新たに、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づき、全国の直轄河川とその沿川市町村において、減災に向けたハード・ソフト対策を一体的、総合的、計画的に進めることとし、県内4河川で「大規模氾濫時の減災対策協議会」を設置し、取組を始めました。

こうした中、平成28年8月以降に相次いで発生した台風による豪雨災害では、中小河川においても甚大な被害が発生しており、このような状況を鑑み、全ての地域において、水害から命を守る「水防災意識社会」の再構築に向けた取組を推進し、さらに加速させ、県管理河川においても同様の協議会を設置し、取組を推進していく必要があります。

このため、本県では、平成26年8月20日に広島市で発生した大規模な土砂災害を契機に、官民が一体となった『広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動』を展開しているところであり、こうした河川での洪水に備え、県管理の一級河川指定区間と二級河川を対象に、広島県、三次市、庄原市、中国地方整備局及び広島地方気象台が参画した協議会を設置し、減災のための目標を共有し、より実効性のある防災・減災対策を総合的・計画的に推進する「広島県管理河川大規模氾濫時の減災対策協議会(北部建設事務所管内)(仮称)」を設立します。